



平成30年1月27日
八王子市社会福祉協議会 支えあい推進課

地域共生社会の実現に向けて ～少子高齢化の進行と地域での支えあい活動について～

地域共生社会の必要性

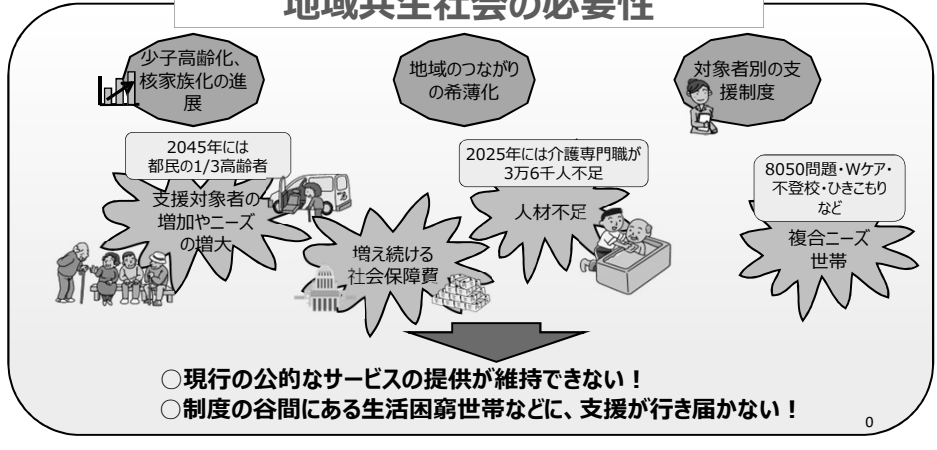


表1 世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

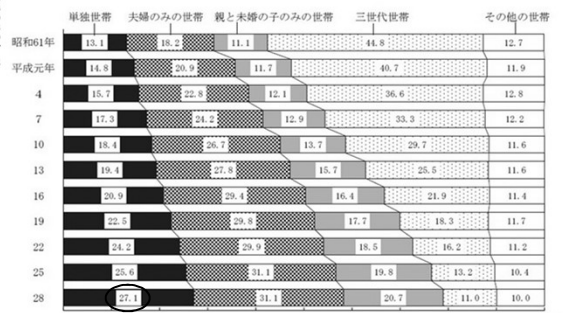
年次	総数	世帯構造別					世帯類型別					平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	親と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
昭和61年	37,544	6,826	5,431	15,225	1,908	5,727	3,122	3,362	490	115	31,468	2.29
平成元年	39,417	7,966	6,322	15,478	1,983	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	2.19
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.09
7	40,776	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	453	84	35,812	2.01
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,917	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,096	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,326	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,884	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,829	3,624	3,264	3,265	12,714	720	78	38,777	2.42
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	710	91	38,671	2.47

出典：厚生労働省
平成28年国民生活基礎調査の概況

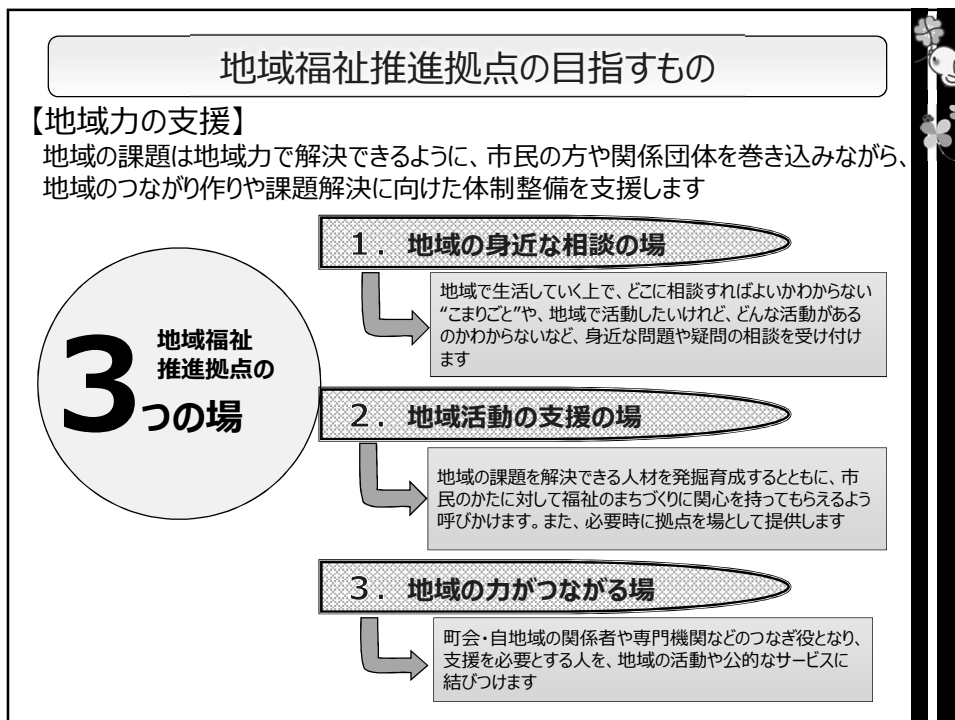
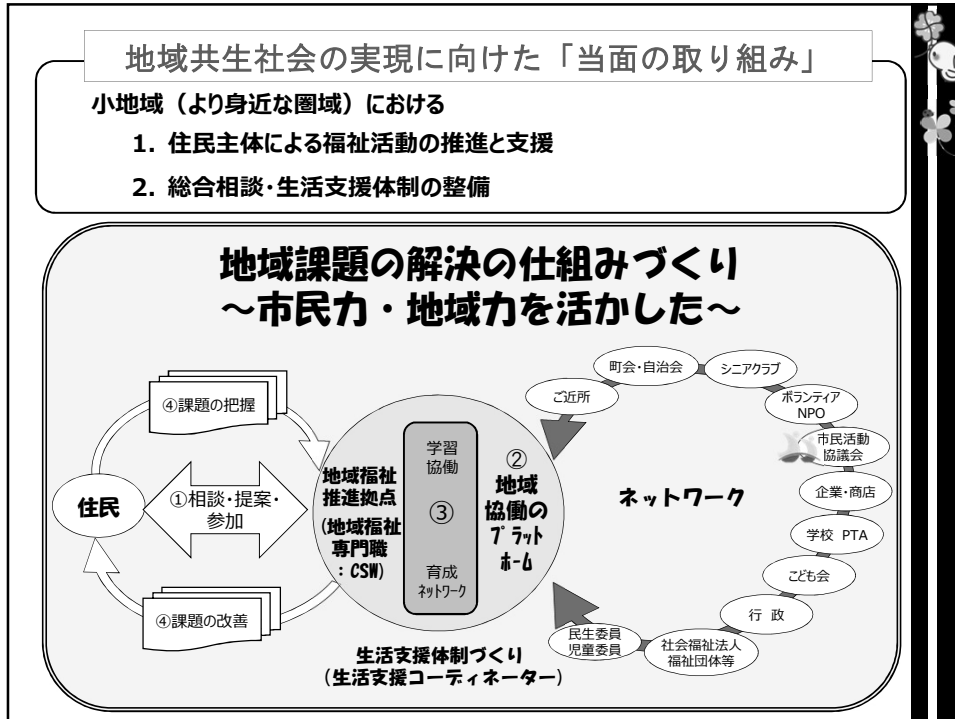
3.22

2.47

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移



注：1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。



地域福祉推進拠点の体制について

地域福祉推進の6つの圏域

圏域	担 当 区 域
北 部	高倉町 石川町 平町 宇津木町 小宮町 久保山町 大谷町 丸山町 尾崎町 左入町 滝山町 梅坪町 谷野町 みつい台 丹木町 加住町 宮下町 戸吹町 高月町
西 部	川口町 上川町 犬目町 榎原町 美山町 下恩方町 上恩方町 西寺方町 小津町 上巻分方町 諏訪町 大栗寺町 四谷町 武分方町 川町 叶谷町 泉町 横川町 元八王子町～三丁目 長尾町(194-2～197-22、202-4)
西南部	並木町 長尾町(水崎町会、194-2～197-22、202-4を除く) 城山手 敷田町 山田町 めじろ台 東浅川町 初沢町 高尾町 南浅川町 西浅川町 裏高尾町 廿里町 狭間町(1389、1504-2、1682-1999) 館町 棚田町 寺田町 大船町 狭間町(1450-1465)
中央部	日吉町 千人町 元本郷町 追分町 長尾(水崎町会) 八幡町 八木町 平岡町 本郷町 大横町 小門町 台町二～四丁目(台町二丁目5、三丁目1～3除く) 子安町 寺町 天神町 南新町 万町 上野町 緑町 台町一丁目 台町二丁目5 台町三丁目1～3 旭町1～18 横山町 八日町 本町 元横山町 田町 新町 明神町 東町 旭町(1-18除く) 三崎町 中町 南町 中野町 晩町(1-49除く) 中野山王 中野上町 清川町 大和田町 富士見町 大谷町の一部 晩町一丁目49
東南部	小比企町 片倉町 西片倉 宇津貫町 みなみ野 兵衛 七国 北野町 打越町 長沼町 網ヶ丘 北野台
東 部	下柚木 上柚木 中山 越野 南陽台 堰之内 東中野 大塚 鹿島 松が谷 鐘水 南大沢 松木 別所

圏 域	地域福祉推進拠点
北部	石川(石川事務所2階 ☎649-3390)
西部	川口(川口事務所2階 ☎652-9116)
西南部	設置調整中
中央	設置調整中
東南部	設置調整中
東部	設置調整中

はじめまして！
地域福祉の専門職
C コミュニティ
S ソーシャル
W ワーカー です。

お気軽にご相談ください！

CSW(地域福祉)の相談支援の流れ

1. 地域課題・生活課題の相談窓口です。
2. 内容に応じて公的機関やサービスにつなぐたり、ボランティアとの仲介を行います。
3. 解決するために専門機関と連携し、地域の方と課題を共有します。

社会福祉協議会(社協)

～社協と行政との関係は「ともに地域福祉を推進するパートナー」
「社協」は「行政」とともに、市町村域全体を視野に地域福祉を推進する公共的な組織であり、地域における「新たな支え合い」を推進するための重要パートナーです。

社会福祉法の目的 = 住民参加、公私協働による地域福祉の推進

民間相互の協働による計画

地域福祉の推進を目指す

公民のパートナーシップによる計画

社協 = 地域福祉活動計画
(いきいきプラン八王子)

社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画

⇕

小地域福祉活動計画

社会福祉法第107条に規定

行政 = 地域福祉計画

- 地方自治法第2条第4項に規定された基本構想や基本計画を踏まえて、地域福祉の推進の理念や方針を明らかにする計画。
- 地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を図る行政計画。

役割分担 連携 協働